

2013年6月7日

道路交通法の一部改正に関する声明

公益社団法人 日本てんかん協会
会長 鶴井 啓司

2013年6月7日、第183通常国会（衆議院）において「道路交通法の一部を改正する法」が可決・成立しました（参議院先議）。また、衆議院、参議院ともに、以下の要旨の附帯決議が採択されました（一定の病気等に係る部分のみ抜粋）。

- ① 法の周知を徹底し、法改正による新たな差別・偏見を生まない。
- ② 病状申告欄（質問票）、医師の届出ガイドラインは、国民に分かりやすくする。
- ③ 相談窓口を充実する。
- ④ 医療、福祉、保健、教育、雇用面での支援を充実する。
- ⑤ 権利の擁護と救済を迅速にする。
- ⑥ 病気を原因とした事故の調査・研究を推進する。
- ⑦ 法の対象や運用基準は、最新の医学的知見を反映するよう、必要に応じて見直す。
- ⑧ 安全な自動車、交通システムの開発・充実について、政府が総合的見地から促進する。

当協会では、本法案の審議にあたり、協会の要望を取り入れた附帯決議をまとめられた衆参両議院関係議員のご理解とご高配に、心から敬意を表します。また、日本障害フォーラム（JDF）を始めとする多くの関係機関・団体、緊急署名を寄せてくださった25,000名余の皆様のご協力・ご支援に、改めてお礼を申し上げます。

てんかんの有無にかかわらず、交通事故を無くしたい思いは共通しています。協会は、本法の内容を十分に理解し、これからもてんかんのある人の正しい運転免許の取得と安全運転の励行を、強く訴えていきます。また、てんかんのある人が運転をしなくても日常生活で不便を感じず、就職などにおいても不利益を受けない社会の実現に向けて邁進します。その上で、前述の附帯決議を希望の拠り所として、改めて下記のことを訴えます。

記

1. 現在ある症状を無申告で運転免許を取得している人は、運転免許の正しい所持と、安全運転を心掛けてください。

※すべてのことは、これが原則となります。

2. 政府は、運転ができなくなった人に対する公共交通運賃の減額などを、緊急対策として実施してください。

※運転ができなくても安心して送れる社会生活の保障が、自己申告の促進につながります。

3. 医師からの通報を確認できる、病院や警察から独立した第三者機関を設置してください。

※患者が医師を信頼しなくなり、発作や運転状況について正確に医師に伝えなくなると、てんかん診療が崩壊します。また、誤診で通報されることがないように、通報された人には最新の医療を保証し、診断から見直すための適切なカウンセリング体制の整備と、第三者機関の設置が必須です。

4. 病状に関する警察での相談や確認の席に、支援者の同席を可能にする制度の新設をしてください。

※プライバシーの保護、正しい病状の確認のためとはいえ、個室で30分あるいは1時間以上の長時間にわたり病歴を聴取することは、患者にとって大きな精神的苦痛です。

5. 警察に届けるための診断書は、公費で負担してください。

※診断書の提出は、法律に基づく適性検査の一環です。毎回数千円の自己負担は、患者にとって過重です。

6. 病名で就職が差別されない、運転ができなくなったことだけで解雇されない雇用制度を実現してください。

※これらのことが、病気（症状）を正しく申告できない大きな理由の一つです。

7. てんかん診療ネットワークの確立、それを促すための診療報酬の新設など、てんかん医療を充実してください。

※全国どこでも適切な医療を受けられることが、事故の防止につながります。

8. 学校教育の中で、病気や障害を正しく理解させてください。

※差別や偏見を少なくするための学校教育の効果は、世界中で確認されています。

以上

【参考資料】※協会ホームページ (<http://www.jea-net.jp>) で確認できます。

- ・参議院内閣委員会附帯決議（2013年5月16日採択）
- ・衆議院内閣委員会附帯決議（2013年6月7日採択）